

新宿区教育委員会会議録

平成28年第4回臨時会

平成28年8月24日

新宿区教育委員会

平成28年第4回新宿区教育委員会臨時会

日 時 平成28年8月24日(水)

開会 午後 3時00分

閉会 午後 3時12分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

出席者

新宿区教育委員会

教 育 長	酒 井 敏 男	教育長職務代理者	古 笛 恵 子
委 員	羽 原 清 雅	委 員	菊 池 俊 之
委 員	今 野 雅 裕	委 員	菊 田 史 子

説明のため出席した者の職氏名

次 長	山 田 秀 之	中央図書館長	藤 牧 功太郎
教育調整課長	木 城 正 雄	教育指導課長	横 溝 宇 人
教育支援課長	高 橋 昌 弘	学校運営課長	山 本 誠 一
統括指導主事	小 林 力	統括指導主事	大 友 文 敬

書記

教育調整課 管理係主査	高 橋 和 孝	教育調整課 管理係	薬 袋 和 明
----------------	---------	--------------	---------

議事日程

議案

- 日程第 1 第 38 号議案 新宿区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する
条例（案）に関する意見について
- 日程第 2 第 39 号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校
医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例
の一部改正について

◎ 開 会

○教育長 ただいまから平成28年新宿区教育委員会第4回臨時会を開会いたします。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、菊田委員にお願いいたします。

◎ 第38号議案 新宿区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例
(案)に関する意見について

◎ 第39号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、
学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改
正について

○教育長 それでは、議事に入ります。

「日程第1 第38号議案 新宿区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例(案)に関する意見について」、「日程第2 第39号議案 新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

それでは、第38号議案及び第39号議案の説明を教育調整課長からお願いいたします。

○教育調整課長 それでは、第38号議案及び第39号議案の御説明をいたします。議案概要をごらんください。

第38号議案 新宿区職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を改正する条例(案)に関する意見についてでございます。

この議案は、国の制度改正によるもので、配偶者同行休業の期間の再延長が認められる条件を定めるものでございます。

改正内容については、以下の条件のいずれにも該当する場合などについては、再延長を認めるといったものでございます。

(1) としては、配偶者の外国での勤務が、配偶者同行休業の満了日以後も引き続くこと。

また(2)として、(1)の事情が1度目の延長の際に、不確定だったことでございます。

施行期日は、公布の日となっております。

新旧対照表をごらんください。

まず、第1条の下線部分が再延長の規定整備となってございます。第3項が追加になってございます。

また、第7条の2として「配偶者同行休業の期間の再度の延長ができる特別の事情」を新規の規定として追加するものでございます。

なお、先ほどご説明した2点に該当しない場合であっても、「その他任命権者がこれに準ずると認める事情」として、任命権者が該当要件に準ずると認める場合は、期間の延長を適用するといった点も規定しているところでございます。

それでは、第38号議案の提案理由でございませう。

新宿区職員の配偶者同行休業に関する条例の改正内容について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会の意見を述べるためでございます。

続いて、第39号議案でございませう。

新宿区立の小学校、中学校及び特別支援学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正についてでございます。

介護補償の額を改定する等の所要の改正を行うものでございまして、改正内容としては、東京都の都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正と同様に改正を行うものでございます。

議案概要をごらんください。改正内容の1点目として、介護補償の額の改訂、それぞれ介護の区分、常時介護を要する場合、また随時介護を要する場合の改定後と現行と、それぞれ金額が載っております。

次に改正内容の2点目です。同一の事由により、本条例に基づく傷病補償年金または休業補償と厚生年金保険法に基づく障害厚生年金等の支給を受ける場合における調整率の調整率の改正で、調整率を0.86から0.88に改めるものでございます。調整率の増に伴い、支給額が増額となる改正でございます。

施行期日は平成28年11月1日。

経過措置としては、改正後の条例を平成28年8月1日に遡って適用するものでございます。なお、改正前の条例により支給されている場合、その支給された補償は改正後の条例による補償の内払いとみなします。

では、新旧対照表をごらんください。

それぞれ介護補償第13条2項1号から4号、それぞれ下線部が現行が改正となっております。

それから、第8条になりますが、こちらは先ほど申し上げた調整率を0.86から0.88に改正するものでございます。

では、39号議案の提案理由でございます。介護補償の額を改定する等の所要の改正を行う必要があるためでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○教育長 説明が終わりました。

第38号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

○今野委員 確認です。1つは、新宿区の職員が対象ということですが、これは区立学校の教職員も適用になるかということ。もう1つは、再延長した場合でもトータルでは3年を超えないということですが、3年を超えるような場合は、何かほかに代替的なことがあるのかどうか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

○教育調整課長 区立学校の教職員につきましては、東京都の条例が適用されますので、この条例の適用はございません。

それから、休業の取得は最長で3年ですが、期間経過後について、現状では特段の措置はございません。

また、期間を経過したというケースについて伺ったことはございませんが、国では、さまざまなケースがあるかと思しますので、その動向等を注視していきたいと考えてございます。

○羽原委員 念のためですが、新宿区の職員あるいは教職員の方で、適用例はこれまでに発生していましたか。

○教育調整課長 区立学校の教職員では適用例はございませんが、区長部局では2名程度いるというお話を伺ってございます。

○教育長 ほかに何かございますでしょうか。

[発言する者なし]

○教育長 他に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了させていただきます。

第38号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

[異議なしの発言]

○教育長 ありがとうございます。

異議なしということでございますので、第38号議案は、原案のとおり決定いたしました。

次に、第39号議案について、御意見、御質問をお願いいたします。

○菊池委員 羽原委員の御質問と同じですが、実際にこの条例が適用された方はいらっ

しゃいますか。

○学校運営課長 現在のところ、新宿区におきましては適用はございません。

○教育長 現在のところ、適用した例がないということです。

ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

〔発言する者なし〕

○教育長 他に御意見、御質問がなければ、討論及び質疑を終了いたします。

第39号議案を原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔異議なしの発言〕

○教育長 異議なしということでございますので、第39号議案は、原案のとおり決定いたしました。

以上で、本日の議事を終了いたします。

次に、本日の日程では予定されている報告事項はありませんが、事務局から報告事項がありますでしょうか。

○教育調整課長 特にございません。

◎ 閉 会

○教育長 特にはないということでございます。それでは本日の教育委員会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

午後 3時12分閉会